



2022年5月13日

各 位

会 社 名 三 菱 マ テ リ ア ル 株 式 会 社
代 表 者 名 執 行 役 社 長 小 野 直 樹
(コード番号 5711 東証プライム市場)
戦 略 本 社 経 営 戦 略 部
問 合 せ 先 コーポレートコミュニケーション室長
久 保 田 千 秋
(電 話 番 号 0 3 - 5 2 5 2 - 5 2 0 6)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、本年6月28日開催予定の第97回定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

1) 当社は、2019年6月21日開催の第94回定時株主総会において、指名委員会等設置会社へ移行し、これに伴い、定款に定める取締役の員数を現行の「15名以内」に増員いたしました。その後、2020年6月30日開催の第95回定時株主総会において、実際の実績を取締役数を10名とし、現在に至っております。

つきましては、現在の取締役数は適正な水準にあると考えられますので、現行定款第22条（取締役の員数）に定める取締役の員数を「15名以内」から「12名以内」に変更するものであります。

2) 「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条但し書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

(a) 変更案第17条（電子提供措置等）第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。

(b) 変更案第17条（電子提供措置等）第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。

(c) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第17条（株主総会参考書類等のインターネット開示及びみなし提供））は不要となるため、これを削除するものであります。

(d) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

3) 議決権の不統一行使に関する事前通知をインターネットによることを可能とするため、現行定款第19条（議決権の不統一行使）を削除するものであります。

4)上記3)のとおり現行定款第19条(議決権の不統一行使)を削除することに伴い、現行定款第20条～第41条を第19条～第40条に順次繰り上げるものであります。

2. 変更の内容

定款変更の具体的な内容については、別紙のとおりです。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2022年6月28日(予定)

定款変更の効力発生日 2022年6月28日(予定)

以 上

(下線部は変更箇所を示します。)

現行定款	変更案
<p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示及びみなし提供)</u></p> <p>第 17 条 この会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法令の定めに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(電子提供措置等)</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>第 17 条 この会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p>
	<p>2 この会社は、電子提供措置をとる事項のうち法令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p>
<p><u>(議決権の不統一行使)</u></p>	
<p>第 19 条 他人のために株式を有する株主は、その有する議決権を統一しないで行使するときは、株主総会の会日の 3 日前までに書面によりその旨及びその理由をこの会社に通知しなければならない。</p>	<p>(削除)</p>
<p>第 20 条～第 21 条 (省略)</p>	<p>第 19 条～第 20 条 (現行定款第 20 条～第 21 条のとおり)</p>
<p>(取締役の員数)</p>	<p>(取締役の員数)</p>
<p>第 22 条 この会社の取締役は、<u>15</u>名以内とする。</p>	<p>第 21 条 この会社の取締役は、<u>12</u>名以内とする。</p>
<p>第 23 条～第 41 条 (省略)</p>	<p>第 22 条～第 40 条 (現行定款第 23 条～第 41 条のとおり)</p>

附則	
(新設)	<p style="text-align: center;"><u>(電子提供措置等に関する経過措置)</u></p> <p><u>第2条 現行定款第17条(株主総会参考書類等のインターネット開示及びみなし提供)の削除及び</u></p> <p><u>変更案第17条(電子提供措置等)の新設は、</u></p> <p><u>2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</u></p>
(新設)	<p><u>2 前項の規定にかかわらず、2022年9月1日から</u></p> <p><u>6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会に</u></p> <p><u>ついては、現行定款第17条(株主総会参考書類</u></p> <p><u>等のインターネット開示及びみなし提供)は、な</u></p> <p><u>お効力を有する。</u></p>
(新設)	<p><u>3 本条の規定は、2022年9月1日から6か月を</u></p> <p><u>経過した日または前項の株主総会の日から3か月を</u></p> <p><u>経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除す</u></p> <p><u>る。</u></p>